

平成23年

第1回市議会定例会 議案第36号

函館市縄文文化交流センター条例の制定について
函館市縄文文化交流センター条例を次のように定める。

平成23年2月25日提出

函館市長 西尾正範

函館市縄文文化交流センター条例

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、市に先史時代に関する資料を扱う縄文文化交流センターを設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 函館市縄文文化交流センター

位置 函館市臼尻町551番地1, 551番地2, 553番地1および553番地2

(施設)

第3条 函館市縄文文化交流センター(以下「センター」という。)に次に掲げる施設を置く。

- (1) 展示施設
- (2) 体験学習施設
- (3) 多目的スペース
- (4) 公衆トイレ

(開館時間等)

第4条 センターの施設(公衆トイレを除く。)の開館時間および休館日ならびに公衆トイレの供用時間は、函館市教育委員会規則で定める。

(職員)

第5条 センターに館長、学芸員その他の職員を置く。

(入館の制限)

第6条 函館市教育委員会（以下「委員会」という。）は、センターに入館しようとする者または入館した者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(入館料)

第7条 展示施設に入館しようとする者は、あらかじめ、別表に掲げる入館料を納めなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、後納することができる。

(入館料の不還付)

第8条 既納の入館料は、還付しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、還付することができる。

(利用の許可)

第9条 センターの資料の閲覧、模写、模造、撮影または複写（以下「利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

- 2 委員会は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(利用の不許可)

第10条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 利用の目的がセンターの設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) センターの資料を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第11条 委員会は、第9条第1項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、または利用を停止し、もしくは利用の条件を変更することができる。この場合において、当該許可を受けた者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

- (1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (4) 利用の許可の申請に偽りがあったとき。

(損害賠償の義務)

第12条 センターに入館した者は、建物、展示物等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、委員会の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(縄文文化交流センター協議会)

第13条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、センターに函館市縄文文化交流センター協議会（次項および第6項において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、委員9人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 職能の故をもって任命された委員が、その職を退いたときは、委員を解任されたものとする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、函館市教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、函館市教育委員会規則で定める。

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

博物館協議会の委員	日額	5,000円	を
博物館協議会の委員	日額	5,000円	
縄文文化交流センター協議会の委員	日額	5,000円	に

改める。

(障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

- 3 障害者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成7年函館市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第16号を第17号とし、第15号を第16号とし、第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 函館市縄文文化交流センター条例（平成23年函館市条例第 号）に規定する函館市縄文文化交流センター 入館料

第4条第2項第6号中「前条第14号」を「前条第15号」に改め、同項第7号中「前条第16号」を「前条第17号」に改める。

(小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例の一部改正)

- 4 小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例（平成22年函館市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同条中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 函館市縄文文化交流センター条例（平成23年函館市条例第 号）に規定する函館市縄文文化交流センター 入館料

(市立函館博物館条例の一部改正)

5 市立函館博物館条例(昭和27年函館市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第1条および第2条を次のように改める。

(設置)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、市に歴史、芸術、民俗、産業、自然科学に関する資料を総合的な立場から扱う博物館を設置する。

(名称および位置)

第2条 名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市立函館博物館

位置 函館市青柳町17番1号

第2条の2中「博物館郷土資料館」を「市立函館博物館郷土資料館(旧金森洋物店)(以下「博物館郷土資料館」という。)」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

(分館)

第2条の2 市立函館博物館(以下「本館」という。)に分館を設置し、その名称および位置は、次のとおりとする。

名称 市立函館博物館郷土資料館(旧金森洋物店)

位置 函館市末広町19番15号

別表（第7条関係）

区 分		入 館 料	
		個 人	20人以上の団体
通常期間	一般	300円	1人につき 240円
	学生・生徒・児童	150円	1人につき 120円
特別展示期間		1,000円を超えない範囲内において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める額	
摘 要		<p>次に掲げる者は、無料とする。</p> <p>(1) 小学校就学前の者</p> <p>(2) 市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの</p> <p>(3) 前号に掲げる学生、生徒または児童を引率する教員等</p> <p>(4) その他市長が特に認める者</p>	

備 考

- 1 通常期間とは、特別展示期間以外の期間をいう。
- 2 特別展示期間とは、特定の主題に基づき、所蔵する資料または臨時に収集した資料による特別展示を行う期間をいう。

(提案理由)

臼尻町に縄文文化交流センターを設置するため

函館市縄文文化交流センター条例施行規則大綱

- 1 開館時間等について
- 2 事務分掌について
- 3 職員および職務について
- 4 入館券について
- 5 利用許可の申請等について
- 6 入館者の遵守事項について
- 7 資料の寄贈について
- 8 縄文文化交流センター協議会について